

とちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業費補助金交付要領

制定 令和6(2024)年4月1日

(趣旨)

第1条 県の交付するとちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号、以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 とちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業費補助金の交付の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率又は金額及び交付の相手方は次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
優れた遺伝的能力を持つ繁殖雌牛の増頭を支援し、畜産経営の安定を図る。	優れた遺伝的能力を持つ繁殖雌牛の増頭に要する経費	定額 1頭当たり 50千円	農業協同組合及び一般社団法人栃木県配合飼料価格安定基金協会

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	事業実施計画書	別記様式第1号	1	農業協同組合の場合は農業振興事務所長、一般社団法人栃木県配合飼料価格安定基金協会の場合は、知事(以下「農業振興事務所長等」という)が別に定める日
			収支予算書	別記様式第2号	1	

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、農業振興事務所長等の承認を受けること。
- 補助事業を中止、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長等の承認を受けること。

- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長等に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 第4条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 事業費の30パーセントを超える増減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長等の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第3号）に変更の理由を記載し、事業実施計画書（別記様式第1号）と収支予算書（別記様式第2号）を添付して1部を農業振興事務所長等に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	事業実施状況報告書	別記様式第4号	1	事業実施年度の1月末日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	事業実績報告書	別記様式第1号	1	事業実施年度の3月20日
			収支決算書	別記様式第2号	1	

(帳簿及び証拠書類の保管)

第9条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎの和牛繁殖基盤強化拡大事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	補助金精算書 交付決定通知書の写し 額の確定通知書の写し	別記様式第5号	1	農業振興事務所等が別に定める日

附 則

- 1 この要領は、令和6(2024)年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和7(2025)年3月31日限り、その効力を失う。